

政令番号78 2,4-キシレノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						1.2E+3	1,200.0	1,200.0
11	埼玉県	6.0E+0			6.0		3.8E+1	38.0	44.0
12	千葉県						8.0E+0	8.0	8.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						1.2E+1	12.0	12.0
23	愛知県								
24	三重県	3.9E+1			39.0		2.3E+3	2,300.0	2,339.0
25	滋賀県	2.6E+0			2.6		1.1E+1	11.0	13.6
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県	1.0E+1			10.0		9.8E+1	98.0	108.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	1.9E+0			1.9		2.9E+4	29,000.0	29,001.9
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.0E+1			59.5		3.3E+4	32,667.0	32,726.5

注1) 農業は使用先別使用量として別表にも示している。